三国駅舎テナント公募実施要領

令和７年７月

坂井市

１．募集目的

三国駅舎は、風情ある街なみが整いつつある周辺の景観と適合する駅舎を目標に整備し、６年が経過しました。テナント募集については今後の更なる観光客の増加や賑わいの増進を図るため、意欲のある事業者を公募するものです。

２．テナント申込要領

（１）応募資格

三国駅舎テナントとして、法人、個人等で、継続して適正かつ確実に運営を行うことができる者とします。

（２）特記事項

次に掲げる項目にすべて該当することとします。

① 活用開始後に、活用が困難となった際に、内部の形状を変更した場合は原状復帰すること
② その他のテナントの入居者と誠意を持って、円滑な関係性を築くことができること
③ 契約締結後、速やかに運営開始ができること
④ 長期にわたり運営すること
⑤ 駅を中心とした賑わいの増進を図る事業を行うこと
⑥ 次の用途に係る運営はできません
ア 近隣に影響を与えるような異臭・煙及び騒音・振動を発生する用途
イ 危険物の取扱い・貯蔵・処理をする用途
ウ 消費者金融ならびに宗教活動・政治活動等を行う用途
エ その他、市長ならびに施設管理者が適さないと判断した用途

（３）欠格事項

次に掲げる者は活用提案者及びその構成員（以下、活用提案者等）となることはできません。

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
② 申請時において、地方自治体から入札の参加者資格を取り消されている者
③ 応募受付期間において、会社更生法に基づく更正手続開始の申立てまたは民事再生法に基づく民事 再生手続開始の申立てがなされている者
④ 活用提案者等に破産者または禁固以上の刑に処せられている者がいる者
⑤ 法人税、消費税及び地方消費税のほか義務付けられている税を滞納している者
⑥ 過去に行政処分または労働基準監督署からの是正勧告を受けている者
⑦ 応募締切日以前 6 ヶ月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出した者

⑧ 活用提案者等が、次の各号のいずれかに該当する場合、または次の各号に掲げる者が、団体の経営 に実質的に関与している場合

ア 暴力団 （暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号） 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、または第三者に損害を与える目的をもって暴力団または暴力団員を利用している者

オ 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等、直接的若しくは 積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

カ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（4）選定方法

提出のあった運営提案は、書類審査等を実施し、下記の項目について総合的に審査を行い、候補者を選定します。

審査項目	審査内容
事業に対する理解度	事業の経営方針、経営理念
	賑わい創出への意欲
	地域貢献や関係団体との連携
事業の持続可能性	事業計画の内容、実現可能性
	事業を実施できる経験および資金力の有無
	収支計画

（5）審査結果について

すべての応募者に対して審査結果を文書で通知します。

なお、審査方法、審査結果及び理由等の選定内容に関するお問い合わせには一切お答えいたしません。

3．運営における費用等について

（1） 契約について

■賃貸契約　　出店者が決定したのちに、賃貸契約締結

■契約期間　　開業開始日から３年間（継続更新有）

■契約時に必要なもの　　連帯保証人の住民票及び収入を証明するもの

（２）テナントの内装および設備について

・エアコンは設置済み。

・テナント内への電気、ガス、上下水道の引き込み配管までとなり、その他の必要なものは出店者での準備となります。

・光熱水費は自己負担となります。

（３）テナントについて

１．所　在　　坂井市三国町北本町二丁目１０１番地１１

２．交通アクセス　　えちぜん鉄道　三国駅舎内

３．入居可能予定日　　令和７年９月中旬以降

４．駐車場　　テナント、来店者専用の駐車場数台あり

５．募集区画　　１区画（下記表のとおり）

名称	面積	月額賃料	敷金	位置
テナント①	12 ㎡	13,000 円	２ケ月分	１階西側端部

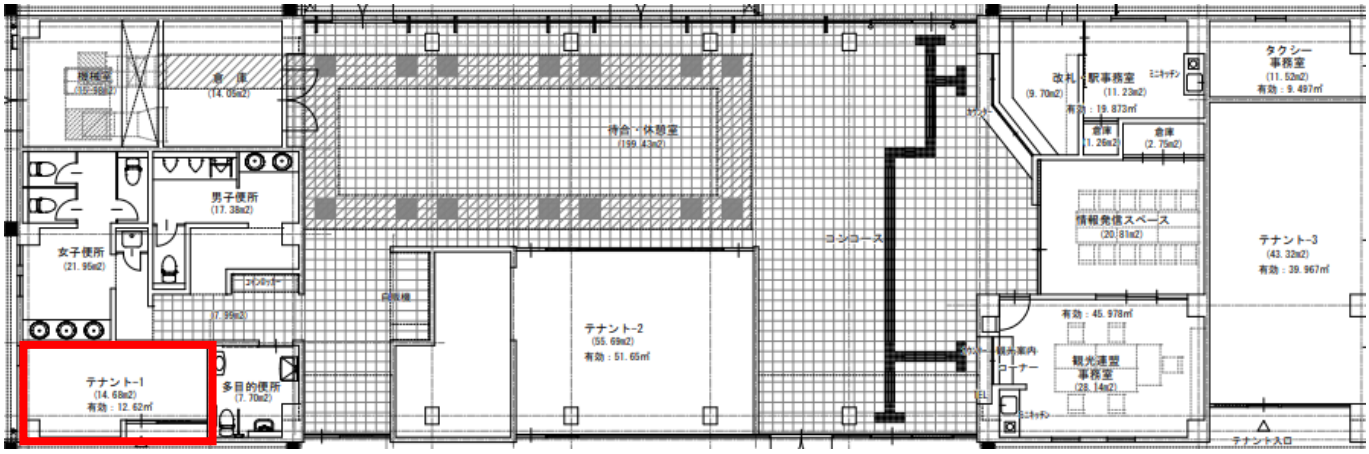

４．募集スケジュールについて

■　公募開始（公告）　　７月１日（火）

■　応募受付期間　　７月１日（火）～７月３１日（木）午後５時必着

■　質問受付期間　　７月１日（火）～７月３１日（木）午後５時必着

■　審査結果の通知・候補者決定　　８月下旬ごろ

５．応募方法について

（１） 応募について

応募受付期間内に、応募書類を『公共交通対策課』まで、郵送または持参にてご提出ください。

※ 受付は、土曜・日曜・祝日を除く午前９時から午後５時までとします。

※ 提出された書類の返却はしません。

（２）応募書類について

①エントリーシート（様式１号）	１部
②収支計画書（様式２号）	１部
③提案に関する資料等（任意様式）※エントリーシート以外にある場合	１部
④提案に関する誓約書（様式３号）	１部
⑤＜※法人の場合＞ 決算書の写し（直近３ヶ年分）	１部
＜※個人事業主の場合＞ 確定申告書及び収支決算書の写し（直近３ヶ年分）	１部
＜※新規創業の場合＞ 提案者の所得証明書（直近３ヶ年分）	１部

（３）質疑

質問がある場合は、「様式４　質問書」に記入し、『公共交通対策課』に電子メールで提出してください。受け付けた質問に対する回答は、坂井市ホームページ上に掲載します。

※　受付は、土曜・日曜・祝日を除く午前９時から午後５時までとします。

６．問い合わせ先

〒919-0592　福井県坂井市坂井町下新庄 1-1
坂井市役所　生活環境部　公共交通対策課
TEL　0776-50-3077（直通）　FAX　0776-66-2932
E-mail　kokyokotsu@city.fukui-sakai.lg.jp
HP　http://www.city.fukui-sakai.lg.jp/